

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	細川町 ( 上芝原 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年9月12日、令和5年9月24日 (第1~2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の農業従事者はほとんどが60代後半であり、営農組合等に作業委託しており、あと10年は現状維持できるが、後継者の目途は約7割の農家で立っていない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

山田錦を主要作物としつつ、集落営農組合を中心に、現在の耕作地の継続的な維持を図る。今後集落内の農業者の高齢化も予想される中、入り作の営農組合との統合化・広域化も含めた持続可能な集落営農組合の検討を進める。地域ブランド品である菊栽培の後継者の育成を図り、産地の維持を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.83 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.83 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある未整備農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農、規模縮小が生じた場合、近接農業者を中心に集積、集約化を図り、農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
個別で管理できなくなった場合は、農地バンクに貸し付け、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸し付け意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備は実施済みであるが作業の効率化を図るため、換地において分け町とした田を一筆化すべく令和15年度までに計画する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外から多様な経営者を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、三木市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業及び収穫作業は、JA等の農業支援サービス事業体への委託を進める。これまでと同様に、田植作業は、集落営農への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①地区による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ③今後、機械更新の際は、スマート農業への取組を実施し、作業効率の向上や省力化を図っていく。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取組を進めて行く。